

**改正**

平成18年12月20日条例第59号

平成20年12月16日条例第51号

平成24年3月26日条例第16号

平成27年3月23日条例第15号

平成29年3月22日条例第7号

調布市市民プラザあくろす条例

(設置)

**第1条** 多様な市民の活動を支援するための拠点として調布市市民プラザあくろす（以下「あくろす」という。）を調布市国領町2丁目5番地15に設置する。

(施設の構成)

**第2条** あくろすは、次の各号に掲げる施設をもって構成する。

- (1) 市民活動支援センター
- (2) 男女共同参画推進センター
- (3) 産業労働支援センター

2 産業労働支援センターに、スモールオフィスを置く。

(事業)

**第3条** あくろすは、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 市民活動支援センターにおける次に掲げること。
  - ア 多世代で多様な市民活動の育成及び支援
  - イ 市民活動に関する情報の収集及び提供
  - ウ 市民活動を行う市民、市内で活動する特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人等の交流
- (2) 男女共同参画推進センターにおける次に掲げること。
  - ア 男女共同参画社会の形成に向けた学習機会及び情報の提供
  - イ 男女共同参画を推進する市民活動及び市民間交流の支援
- (3) 産業労働支援センターにおける次に掲げること。
  - ア 創業者の育成及び支援

イ 中小企業者又は小規模企業者の経営課題の解決

ウ 若者の職業的自立支援を含む雇用及び就労の支援

(4) 前3号に掲げるもののほか、あくろすの設置の目的を達成するために、市長が必要と認めたこと。

(スモールオフィスの使用の資格)

**第4条** スモールオフィスを使用することができる者は、新たな事業分野の開拓が期待される業種その他の地域産業の発展に寄与する業種について創業しようとし、又は創業して間がない者で市長が認めたものとする。

(休館日)

**第5条** あくろす（スモールオフィスを除く。次条本文及び第8条第1項において同じ。）の休館日は、次の各号に掲げるところによる。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、あくろすの休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(1) 毎月第3月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日とする。

(2) 1月1日から同月3日まで

(3) 12月29日から同月31日まで

(開館時間)

**第6条** あくろすの開館時間は、午前8時30分から午後10時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、あくろすの開館時間を変更することができる。

(使用の手続)

**第7条** あくろすを使用しようとするものは、市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更するときも、また同様とする。

2 市長は、あくろすの管理上必要があると認めたときは、前項の承認に際し、条件を付することができる。

(使用の期間)

**第8条** あくろすは、独占的に引き続き5日以上使用することはできない。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

2 スモールオフィスの使用承認の期間は、1年以内とし、期間が満了した場合における使用承認の期間の更新は、市長が特別の事情があると認める場合に限り、2回を超えない範囲内において

行うことができる。

(使用の制限)

**第9条** 市長は、あくろすを使用しようとするものが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用を承認しない。ただし、第4号の規定は、スモールオフィスを使用しようとし、及び使用している者については、適用しない。

- (1) 公益を害し、風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 施設及び附帯設備（以下「施設等」という。）を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 管理上支障があるとき。
- (4) 営利を目的とするとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が使用を不相当と認めるとき。

(使用権の譲渡等の禁止)

**第10条** あくろすの使用の承認を受けたもの（以下「使用者」という。）は、使用の権利を譲渡し、転貸し、又は担保に供してはならない。

(設備の変更禁止)

**第11条** 使用者は、あくろすに特別の施設をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ市長の承認を受けたときは、この限りでない。

(使用の取消し等)

**第12条** 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) 使用の目的に違反したとき。
- (2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (3) 災害その他の事故によりあくろすの使用ができなくなったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

(原状回復の義務)

**第13条** 使用者は、あくろすの使用を終了したときは、設備を原状に回復しなければならない。前条の規定により使用を停止され、又は使用の承認を取り消されたときも、また同様とする。

(損害賠償の義務)

**第14条** 使用者は、使用に際し、施設等に損害を生ぜしめた場合は、市長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(指定管理者による管理)

**第15条** 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者に、あくろすの管理を行わせることができる。

2 前項の規定による指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う業務の範囲等については、調布市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成15年調布市条例第30号）の定めるところによる。

3 前2項の規定により指定管理者に管理を行わせる業務については、この条例中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

(利用料金)

**第16条** 使用者は、別表に定める金額の範囲内において指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めたあくろすの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。

2 利用料金は、指定管理者の収入とする。

3 利用料金は、スモールオフィスを除き、使用の承認を受けたときに納付しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、利用料金を後納することができる。

(利用料金の減額又は免除)

**第17条** 指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

**第18条** 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(委任)

**第19条** この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年2月1日から施行する。

(利用料金の適用)

2 この条例中利用料金に関する規定は、平成17年4月1日以後の使用に係るものについて適用する。

(調布市婦人会館条例の廃止)

3 調布市婦人会館条例（昭和40年調布市条例第8号）は、廃止する。

**附 則**（平成18年12月20日条例第59号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成20年12月16日条例第51号）

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の調布市市民プラザあくろす条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係るものについて適用し、同日前の使用に係るものについては、なお従前の例による。

**附 則**（平成24年3月26日条例第16号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第8条第1項の改正規定及び別表に多目的室の項を加える改正規定は、規則で定める日から施行する。

**附 則**（平成27年3月23日条例第15号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表 1 あくろす（スモールオフィスを除く。）の利用料金の上限額の表研修室3の項の次に研修室4の項を加える改正規定 平成27年6月1日
- (2) 第8条及び別表 1 あくろす（スモールオフィスを除く。）の利用料金の上限額の表多目的室の項を削る改正規定 平成27年10月1日

**附 則**（平成29年3月22日条例第7号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

**別表**（第16条関係）

- 1 あくろす（スモールオフィスを除く。）の利用料金の上限額

1 時間当たり

室の名称	区分	
	市内在住者	市内在住者以外の者
会議室 1	700円	800円
会議室 2	500	600
研修室 1	400	500
研修室 2	500	600
研修室 3	600	700
研修室 4	200	300

研修室 5	350	450
和室	400	500
調理室	1,200	1,400
あくろすホール 1	1,000	1,200
あくろすホール 2	1,000	1,200
保育室めじろ	300	400

備考

- 1 この表において「市内在住者」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
  - (1) 市内に住所（団体にあっては主たる事務所の所在地）を有するもの
  - (2) 市内に事業所を有し、又は勤務する者
  - (3) 市内の学校（専修学校及び各種学校を含む。）に在学する者
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認めたもの
- 2 この表において「市内在住者以外の者」とは、前項各号に掲げるもの以外のものをいう。
- 3 午前9時から午後10時までの間（以下「所定使用時間」という。）で引き続き9時間以上使用する場合の利用料金の上限額は、この表に定める額に9を乗じて得た額とする。
- 4 所定使用時間に接続する所定使用時間以外の時間に使用する場合の当該使用する1時間当たりの利用料金の上限額は、この表に定める額に100分の150を乗じて得た額とする。
- 5 附帯設備を使用する場合の利用料金の上限額は、規則で定める。

2 スモールオフィスの利用料金の上限額

1月当たり

室の名称	区分	基本料金	共益費
スモールオフィス 1		30,800円	7,000円
スモールオフィス 2		36,000	7,000
スモールオフィス 3		34,800	7,000
スモールオフィス 4		31,600	7,000
スモールオフィス 5		51,600	7,000
スモールオフィス 6		39,600	7,000
スモールオフィス 7		38,000	7,000

## 備考

- 1 使用を開始する日又は使用する日の属する月の利用料金は、その前月の末日までに納付するものとする。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めたときは、使用を開始する日の属する月内に納付することができる。
- 2 使用を開始する日が月の初日でない場合又は使用を終了する日が月の末日でない場合における当該月の利用料金は、日割計算とする。